

標準倉庫寄託約款（甲）改正案

改正案	現行	コメント
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第8条）</p> <p>第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫（第9条～第14条）</p> <p>第3章 証券及び在庫証明書（第15条～第19条）</p> <p>第4章 受寄物の保管（第20条～第26条）</p> <p>第5章 受寄物の出庫（第27条～第31条）</p> <p>第6章 引取の請求及び引取のない受寄物の処置（第32条～第35条）</p> <p>第7章 受寄物の損害保険（第36条～第40条）</p> <p>第8章 受寄物の損害賠償（第41条～第51条）</p> <p>第9条 保管料、荷役料、手数料等（第52条～第55条）</p> <p>特約条項（第1条～第11条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫（第7条～第11条）</p> <p>第3章 証券、証書及び通帳（第12条～第15条）</p> <p>第4章 受寄物の保管（第16条～第23条）</p> <p>第5章 受寄物の出庫（第24条～第28条）</p> <p>第6章 引取のない受寄物の処置（第29条～第32条）</p> <p>第7章 受寄物の損害保険（第33条～第38条）</p> <p>第8章 受寄物の損害賠償（第39条～第49条）</p> <p>第9条 保管料、荷役料、手数料等（第50条～第53条）</p> <p>特約条項（第1条～第11条）</p>	
倉庫寄託約款	倉庫寄託約款	
第1章 総則	第1章 総則	
<p>（本約款の適用）</p> <p>第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。</p>	<p>（本約款の適用）</p> <p>第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。</p>	
<p>（営業時間及び休業日）</p> <p>第2条 当会社の営業時間、休業日は、別途定め、店頭掲示またはウェブサイトに掲載する。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2</u> 前項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。</p>	<p>（営業時間及び休業日）</p> <p>第2条 当社の営業時間は、午前 時から午後 時までとする。</p> <p><u>2</u> 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。</p> <p><u>3</u> 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。</p>	<p>（営業時間及び休業日）</p> <p>営業時間、休業日については、実務環境の相違を考慮するとともに倉庫業法の改正を踏まえ掲示またはサイトへの掲載を規定した。</p>

<p>(庫入、庫出その他の作業)</p> <p>第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。</p>	<p>(庫入、庫出その他の作業)</p> <p>第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。</p>	
<p>(付帯業務等)</p> <p>第4条 当社は、通常の倉庫業務に含まれない業務(以下「付帯業務」という)について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。</p> <p>2 付帯業務とは、搬出入車両内での手荷役、仕分け、全数検品・開梱検品、ラベル張り等、通常の倉庫業務(保管、庫入庫出)以外の業務を指す。</p> <p>3 当社は、十分な時間的な余裕のない入出庫指図および指図の取り消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(付帯業務等)</p> <p>標準貨物自動車運送約款の改正により「運賃」と「料金」の区分が明確になった。これを踏まえ倉庫業務においても入出庫業務に付随する業務を付帯業務として区分し、業務内容を例示し、請求対象とした。また、緊急対応等の実費も請求対象とした。</p>
<p>(書面による意思表示)</p> <p>第5条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面(FAX及び電磁的記録を含む。)によることを要求することができる。</p>	<p>(書面による意思表示)</p> <p>第4条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。</p>	<p>(書面による意思表示)</p> <p>商慣行の実態を踏まえ、書面による意思表示(5条)、寄託申込書(10条)、貨物の引渡し(12条)、見本の摘出(26条)、出庫手続(27条)については、書面に(FAX及び電磁的記録を含む。)を追記することで事務の簡素化を図ることとした。</p>
<p>(通知、催告)</p> <p>第6条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称、電話番号を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。</p> <p>2 当社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第98条に定める方法により行なうことができる。</p>	<p>(通知、催告)</p> <p>第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称、電話番号を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。</p> <p>2 当社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。</p>	<p>(通知、催告)</p> <p>平成16年も民法改正により下記に変更。 民法97条の2→民法98条</p>
<p>(動産譲渡登記の通知)</p> <p>第7条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当社に通知し、登記上の譲受人からの引渡し請求に係る当社からの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(動産譲渡登記の通知)</p> <p>「動産及び権利の譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律」(平成17年10月)</p>

<p>催告の送付先、責任者の職責、氏名を書面により提出しなければならない。</p> <p>2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。</p>		<p>により占有代理人の免責条項は3条2項で認められたものの、譲渡登記における譲受人が占有代理人である当会社に動産の引渡し請求をした場合、譲受人である寄託者および寄託物の特定と譲渡意思の確認を容易にする必要が出てきたため寄託者の通知義務を追加した。</p>
<p>(業務上受領する金銭の利息)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。</p>	<p>(業務上受領する金銭の利息)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。</p>	
<p>第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫</p>	<p>第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫</p>	
<p>(寄託引受の制限)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、次の場合には、寄託の引き受けをしないことができる。</p> <p>(1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。</p> <p>(2) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。</p> <p>(3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。<u>(自動化機器及び情報システムに関わるものを含む)</u></p> <p>—</p> <p>(4) 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。</p> <p>(5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。</p> <p><u>(6)</u> 寄託者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力およびその関係者と判断できる場合。</p> <p><u>(7)</u> 施設及び装置の機能に支障があるとき。</p> <p>(8) その他やむを得ない事由があるとき。</p>	<p>(寄託引受の制限)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、次の場合には、寄託の引き受けをしないことができる。</p> <p>(1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。</p> <p>(2) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。</p> <p>(3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。</p> <p>(4) 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。</p> <p>(5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) その他やむを得ない事由があるとき。</p>	<p>(寄託引受の制限)</p> <p>(6) 反社条項の追加。</p> <p>(7) 情報システムや自動化機器のトラブルに対応した項目として追加。</p>
<p>(寄託申込書)</p> <p><u>第10条</u> 寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面 (FAX及び電磁的記録を含む。以下「寄託申込書」という。)を提出しなければな</p>	<p>(寄託申込書)</p> <p><u>第8条</u> 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。</p>	<p>(寄託申込書)</p> <p>第8条 来所せず寄託申込をする事例がほとんどである実状を鑑み、寄託契約の承諾を前提とすることを念押しした。</p>

<p>らない。</p> <p>(1) 貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造の種類、並びに記号</p> <p><u>(2)</u> 危険物（少量危険物を含む。）である旨</p> <p><u>(3)</u> 寄託者の住所及び氏名又は名称、電話番号</p> <p><u>(4)</u> 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨</p> <p><u>(5)</u> 貨物の寄託申込当時の価額</p> <p><u>(6)</u> 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨</p> <p><u>(7)</u> その他必要な事項</p> <p>2 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。</p> <p>3 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。</p>	<p>(1) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号 (新規)</p> <p><u>(2)</u> 寄託者の住所及び氏名又は名称</p> <p><u>(3)</u> 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨</p> <p><u>(4)</u> 貨物の寄託申込当時の価額</p> <p><u>(6)</u> 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨</p> <p><u>(7)</u> その他必要な事項</p> <p>2 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。</p> <p>3 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。</p>	<p>また貨物の「品質」については、「品質の保証」に通じることから削除する。「品名」については商品を表す一般的な呼称として必要と判断した。また、2019年の商法改正により荷送り人に「危険物」の通知義務が規定された。また、平成30年の倉庫業法執行規則等の改正により、少量危険物の一類倉庫での保管が可能になった。これらを踏まえ、寄託においても(2)で通知義務を規定した。</p>
<p>(寄託価額)</p> <p><u>第11条</u> 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引き渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。</p>	<p>(寄託価額)</p> <p><u>第9条</u> 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引き渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。</p>	
<p>(寄託契約の成立と貨物の引渡)</p> <p><u>第12条</u> 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。</p> <p><u>3</u> 当会社は、貨物の引き渡しを受けたときは、寄託者の請求により、<u>貨物受取書又は入庫通知書（FAX および電磁的記録を含む。）</u>を交付する。</p>	<p>(貨物の引渡)</p> <p><u>第10条</u> 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。 (新設)</p> <p><u>3</u> 当会社は、貨物の引き渡しを受けたときは、寄託者の請求により、<u>貨物受取書又は入庫通知書</u>を交付する。</p>	<p>(貨物の引渡)</p> <p>令和2年4月の民法改正により寄託契約は諾成契約となったが、業界の慣習として要物契約が大宗を占めることなどから、国交省は本約款を要物契約として整理した（令和2年3月25日付国官参物第291号）。</p> <p>冷蔵倉庫においては、貨物の引渡しを連絡した時点から倉庫側は貨物を引受ける義務があると解釈する寄託者が多く、引受け出来ない場合にデマレージ等を請求される事例が多発している。そうした現状を鑑み、冷蔵倉庫協会は第2項を新設し、</p>

		<p>本約款が要物契約であることを念押しした。 (国交省からの統一要請があり、普通倉庫においても同項を追加) 一方、貨物の引受けが寄託契約の成立要件であることが明記されると、引受け前に保管料収受が発生しうる「坪建保管」における料金請求の妥当性に疑義が生じかねないので、「坪建保管」については特約を設ける必要があると考える。</p>
<p>(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除) <u>第13条</u> 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引き渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。 (1) <u>第9条各号の一</u>に該当することが明らかになったとき。 (2) 前条第1項による貨物の引き渡しがなされなかったとき。 (3) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。 (4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。 2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。 3 当社は、第1項により承諾の取り消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。 4 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。</p>	<p>(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除) <u>第11条</u> 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引き渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。 (1) <u>第7条各号の一</u>に該当することが明らかになったとき。 (2) 前条第1項による貨物の引き渡しがなされなかったとき。 (3) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。 (4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。 2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。 3 当社は、第1項により承諾の取り消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。 4 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。</p>	
<p>(受寄物の検査) <u>第14条</u> 当社は、<u>原則として入庫に当たり積み付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。</u>ただし、<u>当社が受寄物の内容の検査を必要とする場合は、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。</u></p>	<p>(受寄物の検査) <u>第12条</u> 当社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。 (新設)</p>	<p>(受寄物の検査) 善管注意義務、寄託価格の確認のため検査を必要とする場合があると解されるが、この規定により、寄託物の内容・変化を確認しない方が悪いと誤解され倉庫側が不利益を被ることもある。「内容不検査」の原則を明記することで不要なトラブルを回避することとした。</p>

<p>2 前項ただし書の場合において、承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。</p>		
<p>第3章 証券及び在庫証明書</p>	<p>第3章 証券、証書及び通帳</p>	
<p>(倉荷証券の交付) 第15条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。</p>	<p>(倉荷証券の交付) 第13条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。</p>	
<p>(証券の交付制限) 第16条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記の手続きがなされた場合は、当該寄託物に対する証券の交付請求をすることができない。また、これに反した場合に生じる全ての損害は、寄託者の責任とする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(証券の交付制限) 動産譲渡登記がなされたかは登記所から通知が無い場合、寄託者の意思による通知以外には発券依頼ごとに登記確認をする必要があるが、動産名等特定確認が困難であるし、倉庫業者の負担も大きい。登記の事実を知らないで発券してしまうことを防止するために追加した。</p>
<p>(在庫証明書の交付) 第17条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。 2 在庫証明書は、譲渡したり又は担保に供することができない。 3 第1項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を保証しない。</p>	<p>(証書又は通帳の交付) 第14条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。 2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。 (新設)</p>	<p>(在庫証明書の交付) 「貨物保管証書」「保管貨物通帳」は現行ほとんど使用されていない。「在庫証明書」は「貨物保管証書」に代わるものとして広く運用されている。一方、「在庫証明書」が倉荷証券と同等の効力を持つとの誤解があることから、その利用範囲を限定する必要がある。以上のことから「在庫証明書」を本約款で規定することとした。また、在庫が「証明基準日」以降も存在するかについてトラブルとなった事例もあることから、3項を追加し、基準日翌日以降の在庫は保証しないこととした。</p>
<p>(発券受寄物の分割) 第18条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を2枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定にゆだねるものとする。</p>	<p>(発券受寄物の分割) 第15条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を2枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定にゆだねるものとする。</p>	
<p>(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付) 第19条 証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出</p>	<p>(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付) 第16条 証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出</p>	

<p>庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。</p>	<p>庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。</p>	
<p>第4章 受寄物の保管</p>	<p>第4章 受寄物の保管</p>	
<p>(保管方法)</p> <p><u>第20条</u> 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。</p> <p>2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(保管方法)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。</p> <p>2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(再寄託)</p> <p><u>第21条</u> 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。</p>	<p>(再寄託)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。</p>	
<p>(混合保管)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。</p> <p>2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。</p> <p>3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。</p>	<p>(混合保管)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。</p> <p>2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。</p> <p>3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。</p>	<p>(混合保管)</p> <p>混合保管は慣行として関係寄託者の承諾なしで行われてきた。混合保管の典型例となるサイロビンにおける穀物の管理は本船、産地、品目別の分別管理となり、寄託者別で管理するものではないことから、民法上の要件を排除し、寄託者の承諾を不要とした。</p>
<p>(保管期間)</p> <p><u>第23条</u> 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。</p> <p>2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役</p>	<p>(保管期間)</p> <p><u>第20条</u> 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。</p> <p>2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役</p>	

<p>料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。</p> <p>3 前二項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。</p>	<p>料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。</p> <p>3 前二項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。</p>	
<p>(寄託価額の変更)</p> <p><u>第24条</u> 寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、<u>証券</u>の発行された寄託物については同時にこれを提出するものとする。</p> <p>2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。</p>	<p>(寄託価額の変更)</p> <p><u>第21条</u> 寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、<u>証券、証書又は通帳</u>の発行された寄託物については同時にこれを提出するものとする。</p> <p>2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。</p>	<p>(寄託価額の変更)</p> <p>「貨物保管証書」「保管貨物通帳」は現行ほとんど使用されていないことから削除した。</p>
<p>(保管不適貨物の処置)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合寄託者又は証券所持人は遅滞なく処置をしなければならない。</p> <p>(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。</p> <p>(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。</p> <p>3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	<p>(保管不適貨物の処置)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合寄託者又は証券所持人は遅滞なく処置をしなければならない。</p> <p>(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。</p> <p>(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。</p> <p>3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	
<p>(見本の摘出、寄託物の点検、保存)</p> <p><u>第26条</u> 寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄</p>	<p>(見本の摘出、寄託物の点検、保存)</p> <p><u>第23条</u> 寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄</p>	<p>(見本の摘出、寄託物の点検、保存)</p> <p>「寄託を証する書類」がどういう書面であるかが</p>

<p>託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、<u>証券その他当社が指定した事項を記入した書面（FAX及び電磁的記録を含む。）</u>を当社に提出しなければならない。</p> <p>2 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、証券その他必要な書類にその旨を記載する。</p> <p>3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。</p>	<p>託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、<u>証券その他寄託を証する書類</u>を当社に提出しなければならない。</p> <p>2 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、証券その他必要な書類にその旨を記載する。</p> <p>3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。</p>	<p>明確でないことから、27条の出庫手続と同様に「当社が指定した事項を記入した書面（FAX及び電磁的記録を含む。）」と特定した。</p>
<p>第5章 受寄物の出庫</p>	<p>第5章 受寄物の出庫</p>	
<p>(出庫手続)</p> <p><u>第27条</u> 証券により寄託物を出庫しようとする者は、<u>証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当社に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、当社が指定した事項を記入した書面（FAX及び電磁的記録を含む。）</u>を当社に提出しなければならない。</p> <p>3 当社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前項の規定と異なる特約をすることができる。</p>	<p>(出庫手続)</p> <p><u>第24条</u> 証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、<u>証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当社に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。</u></p> <p>3 当社は、寄託者又は証券所持人が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。</p>	<p>(出庫手続)</p> <p>出庫を請求するものが「貨物受取証」を提出する手続き例は少ないと考えられる。実際は倉庫側がその請求に基づき用意した「出庫依頼書（荷渡指図書）」等によって出庫作業が行われ、貨物の受領は「出庫依頼書」の複写となる受領書等に署名する形で行われる。よって、実態に合わせて「当社が指定した事項を記入した書面」とした。</p>
<p>(出庫の拒絶)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	<p>(出庫の拒絶)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	
<p>(出庫の一時拒絶)</p>		<p>(出庫の一時拒絶)</p>

<p><u>第29条</u> 当社は、停電その他により、施設及び装置の機能に支障あるときは、出庫を一時拒絶することができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>倉庫施設・設備の機械化・自動化などの進展によりシステムの不具合等に伴う出庫作業の中断停止リスクが高まったことから出庫の拒絶要件を追加した。</p>
<p>(一部の出庫の拒絶) <u>第30条</u> 当社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。</p>	<p>(一部の出庫の拒絶) <u>第26条</u> 当社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。</p>	
<p>(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止) <u>第31条</u> 寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。 2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p>	<p>(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止) <u>第27条</u> 寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。 2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p>	
<p>第6章 引取のない受寄物の処置</p>	<p>第6章 引取のない受寄物の処置</p>	
<p>(引取の請求) <u>第32条</u> 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引き取りを請求することができる。 2 前項の請求は、一定の日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。</p>	<p>(引取の請求) <u>第28条</u> 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。 2 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。</p>	
<p>(供託) <u>第33条</u> 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。 2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知するただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。</p>	<p>(供託) <u>第29条</u> 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。 2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。</p>	
<p>(競売) <u>第34条</u> 当社は、前条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限</p>	<p>(競売) <u>第30条</u> 当社は、前条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引</p>	

<p>内に引き取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。</p>	<p>取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。</p>	
<p>(任意売却)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、<u>第32条</u>第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。</p> <p>(1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。</p> <p>(2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。</p> <p><u>2</u> 当社は、前項の催告を試みたにもかかわらず、過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却または処分することができる。</p> <p><u>3</u> 当社は、<u>第1項</u>により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。</p>	<p>(任意売却)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、<u>第29条</u>第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。</p> <p>(1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。</p> <p>(2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。</p>	<p>(任意売却)</p> <p>現状では「供託」が行われることは稀である。そこで現行の「供託」から「任意売却」に至るプロセスを省略し、引取請求から催告を経て任売却できることとした。</p> <p>「供託」の要件である確知不可の場合を追加し、寄託者等と連絡がつかなかった場合にも売却できることとした。</p>
<p>第7章 受寄物の損害保険</p>	<p>第7章 受寄物の損害保険</p>	
<p>(火災保険の付保)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。</p> <p>2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会</p>	<p>(火災保険の付保)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。</p> <p>2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会</p>	

<p>社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第38条まで同じ。）と保険者との特約による。</p> <p>3 当社は、寄託者又は証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。</p>	<p>（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第34条まで同じ。）と保険者との特約による。</p> <p>3 当社は、寄託者又は証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。</p>	
<p>（火災保険金額及び一部出庫による減額）</p> <p><u>第37条</u> 当社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。</p> <p>2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。</p>	<p>（火災保険金額及び一部出庫による減額）</p> <p><u>第33条</u> 当社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。</p> <p>2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。</p>	
<p>（損害てん補額の決定）</p> <p><u>第38条</u> 寄託者又は証券所持人は、寄託物が災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券所持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。</p>	<p>（損害てん補額の決定）</p> <p><u>第34条</u> 寄託者又は証券所持人は、寄託物が災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券所持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。</p>	
<p>（火災保険金の支払手続）</p> <p><u>第39条</u> 寄託者又は証券所持人は、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。</p>	<p>（火災保険金の支払手続）</p> <p><u>第35条</u> 寄託者又は証券所持人は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。</p>	
<p>（告知義務違反等による損害の負担）</p> <p><u>第40条</u> 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	<p>（告知義務違反等による損害の負担）</p> <p><u>第36条</u> 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。</p>	
<p>第8章 受寄物の損害賠償</p>	<p>第8章 受寄物の損害賠償</p>	
<p>（責任の始期及び終期）</p> <p><u>第41条</u> 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引き渡しを受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。</p> <p>2 当社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。</p>	<p>（責任の始期及び終期）</p> <p><u>第37条</u> 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。</p> <p>2 当社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。</p>	

<p>(賠償事由及び挙証責任)</p> <p><u>第42条</u> 寄託者又は証券所持人に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。</p> <p>2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。</p>	<p>(賠償事由及び挙証責任)</p> <p><u>第38条</u> 寄託者又は証券所持人に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。</p> <p>2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。</p>	
<p>(再寄託物の責任)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、<u>第21条</u>により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。</p>	<p>(再寄託物の責任)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>第18条</u>により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。</p>	
<p>(免責事項)</p> <p><u>第44条</u> 次の損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>(1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、<u>原子力事故</u>、戦争、事変、暴動、<u>サイバー攻撃</u>、<u>パンデミック</u>、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害</p> <p>(2) <u>第39条</u>の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害</p> <p>(3) 寄託者又は証券所持人に対して行なう引き取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害</p>	<p>(免責事項)</p> <p><u>第40条</u> 次の損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>(1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、<u>強盗</u>、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害</p> <p>(2) <u>第35条</u>の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害</p> <p>(3) 寄託者又は証券所持人に対して行なう引き取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害</p>	<p>(免責事項)</p> <p>(1)に不可抗力事象として、原子力事故、サイバー攻撃、パンデミックを追加</p>
<p>(内容不検査貨物に関する免責)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した貨物の品名、数量並びに記号等との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。</p>	<p>(内容不検査貨物に関する免責)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。</p>	
<p>(賠償額の算定)</p>	<p>(賠償額の算定)</p>	<p>(賠償額の算定)</p>

<p><u>第46条</u> 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p><u>2</u> 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生保管料、入出庫料等の諸掛りの総額を限度とする。</p>	<p><u>第42条</u> 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>本条の基準により算出される損害賠償額は受寄物の時価に基づくものであり、それ以外の損害は適用外と解されている。しかしながら近年は機会損失や逸失利益、ブランド棄損などの損害を請求される事案が発生しているため、2項を追加し、敢えて受寄物そのものの損害以外の損害があることを認めようとして、倉庫事業者が寄託契約の範囲内で収受しうるサービスの対価を限度に賠償することとした。ちなみに、標準貨物自動車運送約款においては、貨物が延着した場合の損害額を「運賃、料金等の総額を限度とする。」と定めている。</p>
<p>(損害受寄物に関する権利の取得)</p> <p><u>第47条</u> 当社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者又は証券所持人に賠償したときは、当社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。</p> <p><u>2</u> 当社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄、その他任意の方法で処分することができる。</p> <p><u>3</u> 寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当社に対して請求することはできない。</p>	<p>(損害受寄物に関する権利の取得)</p> <p><u>第43条</u> 当社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(損害受寄物に関する権利の取得)</p> <p>民法 422 条においても、倉庫事業者は価格の全部を賠償することで損害賠償者の代位により受寄物について有する一切の権利の取得が認められているが、寄託者から処分の方法を制限されることがある。また、商標権等の関係で違約金を求められることもあるが、所有権が移転しないにもかかわらず、廃棄費用や廃棄証明書の提出を求められることがある。</p> <p>以上の実態を踏まえて、既存賠償者である倉庫事業者が権利を取得した受寄物の処分を任意に行えることを具体的に明示するとともに、損害を受寄物の滅失又は棄損に限定した。なお、債務不履行による違約金の請求は、46条2項で新設した賠償の範囲に止まる。(寄託者が受寄物の所有権を移転させない場合は46条2項の賠償額を受けるに止まる。)</p>

<p>(引渡による責任の消滅)</p> <p><u>第48条</u> 当社は、<u>寄託者（寄託者の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）</u>又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、<u>保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。</u></p>	<p>(引渡による責任の消滅)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、<u>寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。</u></p>	<p>(引渡による責任の消滅)</p> <p><u>第44条</u> 引渡し寄託者、証券所持人の代理人たる運送会社である場合がほとんどである為、実状に合わせて受領代理人を追加した。</p>
<p>(寄託者の賠償責任)</p> <p><u>第49条</u> 寄託者は、<u>第10条第3項の場合</u>当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、<u>過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。</u></p>	<p>(寄託者の賠償責任)</p> <p><u>第45条</u> 寄託者は、<u>第8条第3項の場合</u>当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、<u>過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。</u></p>	
<p>(引取遅延による損害)</p> <p><u>第50条</u> 寄託者が<u>第13条第2項</u>により引き取るべき貨物の引き取りが遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(引取遅延による損害)</p> <p><u>第46条</u> 寄託者が<u>第11条第2項</u>により引き取るべき貨物の引き取りが遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。</p>	
<p>(違約金)</p> <p><u>第51条</u> 当社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引き渡しのあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p>	<p>(違約金)</p> <p><u>第47条</u> 当社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引き渡しのあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p>	
<p>第9章 保管料、荷役料、手数料等</p>	<p>第9章 保管料、荷役料、手数料等</p>	
<p>(料金の支払)</p> <p><u>第52条</u> 寄託者又は証券所持人は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当社の定めた日までに支払わなければならない。</p> <p><u>2</u> 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちに期限の利益を喪失し、全ての債務をただちに当社へ支払わなければならない。</p> <p>(1) 他から差押え・仮差押え・仮処分・強制執行・競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。</p> <p>(2) 私的整理・会社更生・民事再生・破産・特別清算その他法的整理手続開始の申立てを受け、ま</p>	<p>(料金の支払)</p> <p><u>第48条</u> 寄託者又は証券所持人は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当社の定めた日までに支払わなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(料金の支払)</p> <p>寄託者の経営悪化など支払いが困難になることなどに備えて、期限の利益喪失条項を追加した。</p>

<p>たは自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(3) 自ら振出し又は引き受けた手形・小切手につき不渡り事故が発生したとき。</p> <p>(4) 支払停止・支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められるとき。</p> <p>(5) 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。</p> <p>(6) 合併によらないで解散したとき。</p> <p>(7) 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）</p> <p>(8) 寄託物を全量出庫しようとするとき。</p> <p><u>3</u> 寄託者又は証券所持人は、証券の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が<u>国土交通大臣</u>に届け出た手数料を支払わなければならない。</p>	<p><u>2</u> 寄託者又は証券所持人は、証券の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が<u>運輸大臣</u>に届け出た手数料を支払わなければならない。</p>	
<p>(延滞金)</p> <p><u>第53条</u> 寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p><u>第49条</u> 寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。</p>	
<p>(料金の変更)</p> <p><u>第54条</u> 当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。</p>	<p>(料金の変更)</p> <p><u>第50条</u> 当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。</p>	
<p>(滅失受寄物の料金の負担)</p> <p><u>第55条</u> 当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。</p>	<p>(滅失受寄物の料金の負担)</p> <p><u>第51条</u> 当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。</p>	
<p>特約条項</p>	<p>特約条項</p>	
<p>当会社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。</p>	<p>当会社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。</p>	
<p>(寄託に関する提出書類)</p> <p>第1条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、</p>	<p>(寄託に関する提出書類)</p> <p>第1条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所</p>	

<p>所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。</p>	<p>要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。</p>	
<p>(証券) 第2条 当社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。 2 外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(証券) 第2条 当社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。 2 外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当社に提出しなければならない。</p>	
<p>(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等) 第3条 寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当社に提出しなければならない。 (1) 保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。 (2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。 (3) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。 (4) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。 2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者又は証券所持人において行なうものとする。</p>	<p>(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等) 第3条 寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当社に提出しなければならない。 (1) 保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。 (2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。 (3) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。 (4) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。 2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者又は証券所持人において行なうものとする。</p>	
<p>(保管期間) 第4条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の請求に対しては、これを拒絶することができる。</p>	<p>(保管期間) 第4条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の請求に対しては、これを拒絶することができる。</p>	
<p>(輸入手続完了後の受寄物) 第5条 寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。 2 当社は、前項により引き取りがなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。</p>	<p>(輸入手続完了後の受寄物) 第5条 寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。 2 当社は、前項により引き取りがなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。</p>	

<p>3 当社は、第1項により引き取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。</p>	<p>3 当社は、第1項により引き取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。</p>	
<p>(収容貨物の料金) 第6条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは 当該寄託物に関する保管料 荷役料立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。</p>	<p>(収容貨物の料金) 第6条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは 当該寄託物に関する保管料 荷役料立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。</p>	
<p>(収容貨物の公売等) 第7条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。 2 前項の規定は、当社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。</p>	<p>(収容貨物の公売等) 第7条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。 2 前項の規定は、当社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。</p>	
<p>(収容解除手続) 第8条 寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。</p>	<p>(収容解除手続) 第8条 寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。</p>	
<p>(関税の提供) 第9条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。</p>	<p>(関税の提供) 第9条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。</p>	
<p>(延滞金) 第10条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。</p>	<p>(延滞金) 第10条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。</p>	
<p>(免責事項) 第11条 当社は、次の損害については、責任を</p>	<p>(免責事項) 第11条 当社は、次の損害については、責任を</p>	

<p>負わない。</p> <p>(1) 税関が行なう検査、収容その他の措置により 受寄物に関し生じた損害</p> <p>(2) 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託 者又は証券所持人の受けることのある損害</p>	<p>負わない。</p> <p>(1) 税関が行なう検査、収容その他の措置により 受寄物に関し生じた損害</p> <p>(2) 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者 又は証券所持人の受けることのある損害</p>	
--	--	--